

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

我が国では、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、「男女共同参画社会」の実現は「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけられました。

本市においては、男女共同参画社会の形成を目指し、平成26年3月に「寒河江市男女共同参画計画」、平成29年2月に「第2次寒河江市男女共同参画計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、男女共同参画に関する施策を推進してきました。

しかし、本市が令和3年度に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」（以下「意識調査」という。）では、平成28年度に実施した同調査（以下「前回調査」という。）に比べ、家事や子どもの世話等家庭生活における男女間の役割分担については「夫婦が同じくらい」と回答した割合が増えているものの、全体としては前回調査から大きな変化はなく、性別による固定的役割分担意識や男女の不平等感が根強く残っている結果となりました。

加えて、配偶者等からの暴力（DV）の問題や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など、男女共同参画社会の実現には未だ多くの課題があります。また、今般の、新型コロナウイルス感染症の影響により、非正規労働者やひとり親世帯の多い、女性の雇用や暮らしに深刻な影響が生じており、雇用の場における男女共同参画の推進の重要性が改めて認識されました。

この間、国においては、令和2年度に、第5次男女共同参画基本計画を策定し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指しており、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、取組に反映することが必要であるとしています。また、国連で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsにおいても、目標の一つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、固定的な性別役割分担、無意識の偏見・思い込みが課題として挙げられております。

本市においては、令和3年度に第2次計画が終了することに伴い、これまでの取組状況を踏まえ、男女共同参画に係る課題や社会情勢の変化に対応した「第3次寒河江市男女共同参画計画」（以下「第3次計画」という。）を策定しました。

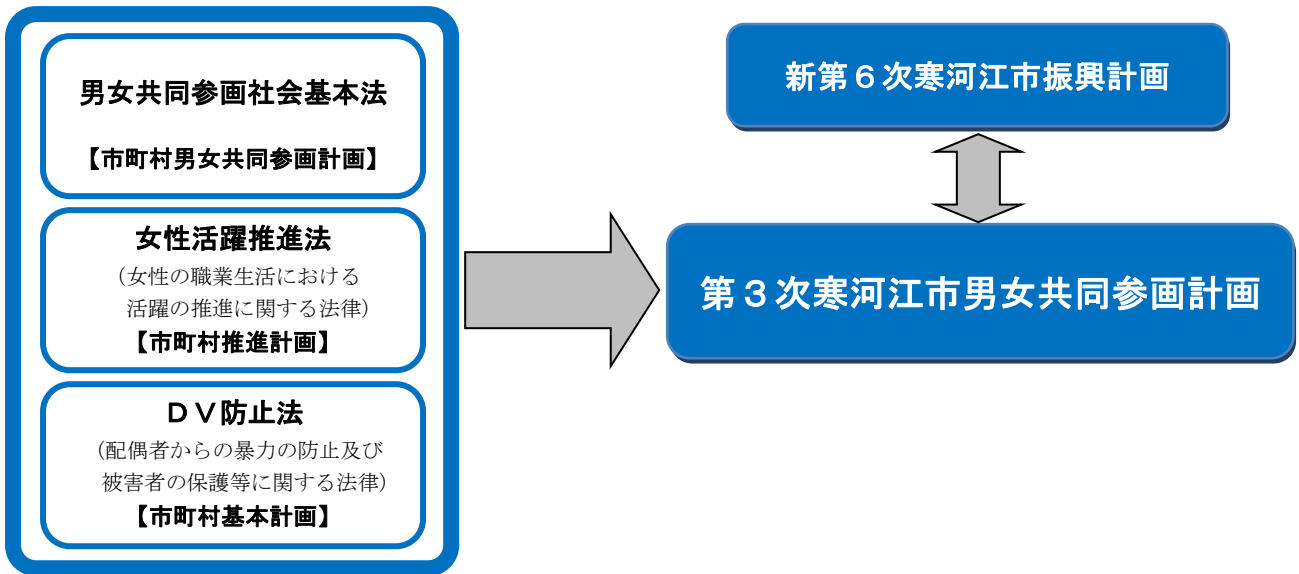
### ○計画期間及び名称

第3次計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。また、名称は、「第3次寒河江市男女共同参画計画」とします。

### ○計画の位置づけ

- (1) 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2) 本計画は、上位計画である「新第6次寒河江市振興計画」をはじめ、関連する諸計画との整合性を図り、策定するものです。

- (3) 本計画は、「基本目標Ⅱ 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」の部分で女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定する「市町村推進計画」として位置づけられます。
- (4) 本計画は、「基本目標Ⅳ 安全安心なくらしの実現」のうち、施策の方向10「男女間のあらゆる暴力の根絶」の部分で配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」として位置づけられます。



- (5) 本計画は、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）※」の理念を踏まえ取り組んでいくものです。

※ 平成27年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。「誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球およびそれらの繁栄のために設定された行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されています。ゴール5として「ジェンダー平等とすべての女性・女兒のエンパワーメント」を掲げるとともに「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」としています。

【本計画とSDGsとの関わり】

<p>【貧困】</p> <p>あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>【保健】</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>【教育】</p> <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>【ジェンダー】</p> <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒のエンパワーメントを行う</p>
<p>【経済成長と雇用】</p> <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>【不平等】</p> <p>国内及び各国間での不平等を是正する</p>	<p>【平和】</p> <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>【実施手段】</p> <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>

## 2 第2次計画における取組状況

(計画期間：平成29年度～令和3年度)

### 基本目標Ⅰ お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり

#### 【人権尊重・意識醸成】

- 広報誌等において、男女共同参画に関する現状や重要性を発信しました。
- パパママスクールの開催曜日を工夫し男性参加率の向上を図るとともに、保育所や幼稚園で開催している家庭教育講座等においても、男性の参加を励行し、育児における父親の協力体制の重要性を伝達するなど、男性の子育て参画意識の高揚を図りました。
- 学校においては、男女平等や男女共同参画社会について学ぶとともに、一人ひとりの持つ特性や個性を尊重し、多様性を認めることで偏見や差別等のない社会を構築できるよう、子ども達の資質・能力の醸成に努めました。

	指標名	現状値（策定時）	現状値	目標値
①	「男女共同参画社会」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	49.6% (H28調査)	52.9% (R3調査)	70%
②	パパママスクールへの男性の参加率	32.8% (H28)	48.6% (R2開催分)	50%

### 基本目標Ⅱ 雇用の場における男女雇用参画の推進と仕事と生活の調和【職場環境】

- 市内事業所向けのメールマガジンを活用し、労働に関する法律・制度、ワーク・ライフ・バランス、各種ハラスメント防止等について周知啓発を行いました。
- 仕事と生活が両立できる職場環境づくりを推進するため、企業トップの意識改革につながるよう青年会議所と連携し「ダイバーシティ推進セミナー」を開催しました。
- 安心して子育てができるよう、病児・病後児保育施設の新設、放課後児童クラブの環境整備を行いました。
- 市技術振興協会と連携し、職業能力開発事業を実施することで再就職に向けたスキルアップを図るとともに、なか保育所を会場にしたマザーズジョブサポートを実施し、子育て中の女性の再就職を支援しました。

	指標名	現状値（策定時）	現状値	目標値
①	「男女雇用機会均等法」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	74.6% (H28調査)	70.6% (R3調査)	85%
②	「ワーク・ライフ・バランス」という用語について、“言葉も意味も知っている”と回答した割合	44.6% (H28調査)	47.4% (R3調査)	55%
③	女性の創業相談件数	— (調査なし)	68件 (H29～R2年度の累計)	180件 (H29～R3年度の累計)

### 基本目標Ⅲ 安全安心なくらしの実現【生活基盤・健康】

- 「男女間の暴力の根絶に関する意識の啓発」を図るため、広報パンフレットやポスターを活用し、国・県と連携しながら暴力の根絶に向けた啓発活動を実施しました。
- DV被害者の相談はもとより、保健師による家庭訪問、健康相談、子育て相談の中でDVに結び付くものは、関係機関と連携し対応してきました。
- 生涯を通じた健康づくりを推進するため、年代に応じた健康診査や相談体制を充実させました。
- 母子・父子自立支援員による相談業務を通して、ひとり親世帯の生活実態を把握し、就業のための資格取得期間中の生活費を支給するなど資格取得を支援しました。

指標名		現状値（策定時）	現状値	目標値
①	3か月健診の受診率	97.3% (H27)	97.9% (R2)	100%
②	乳がん検診の受診率	32.6% (H27)	42.1% (R2)	50%
③	障がい者の相談体制の整備 (基幹相談支援センターの整備)	-	整備済	整備

### 基本目標Ⅳ 男女とも活躍できる環境づくり【共働】

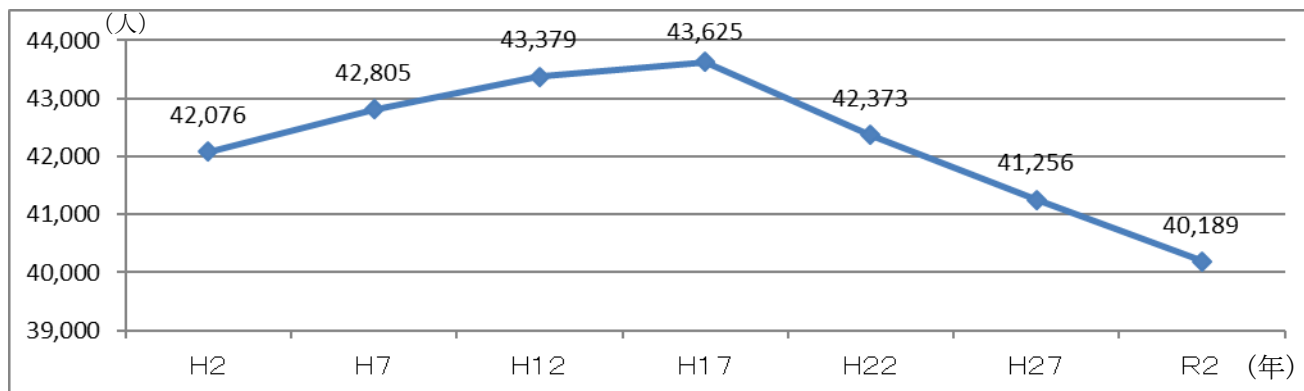
- 市の審議会・委員会等において、女性委員を積極的に登用し、行政における政策や方針決定の場における男女共同参画を推進しました。
- 防災計画見直しに際し女性委員を登用し、男女共同参画の視点に立った意見を反映しました。

指標名		現状値（策定時）	現状値	目標値
①	市の審議会等における女性委員の比率	31.8% (H28.3)	29.0% (R3.3)	40%

### 3 社会情勢の変化

#### (1) 少子化・人口減少社会について

本市の人口は、平成17年の43,625人をピークに年々減少し、この傾向は年々加速度的に進行していることから、令和7年の将来目標人口を38,957人と定め、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による同年の本市推計人口38,074人を883人上回る目標を設定し、人口減少を緩やかにするための取組を行っています。

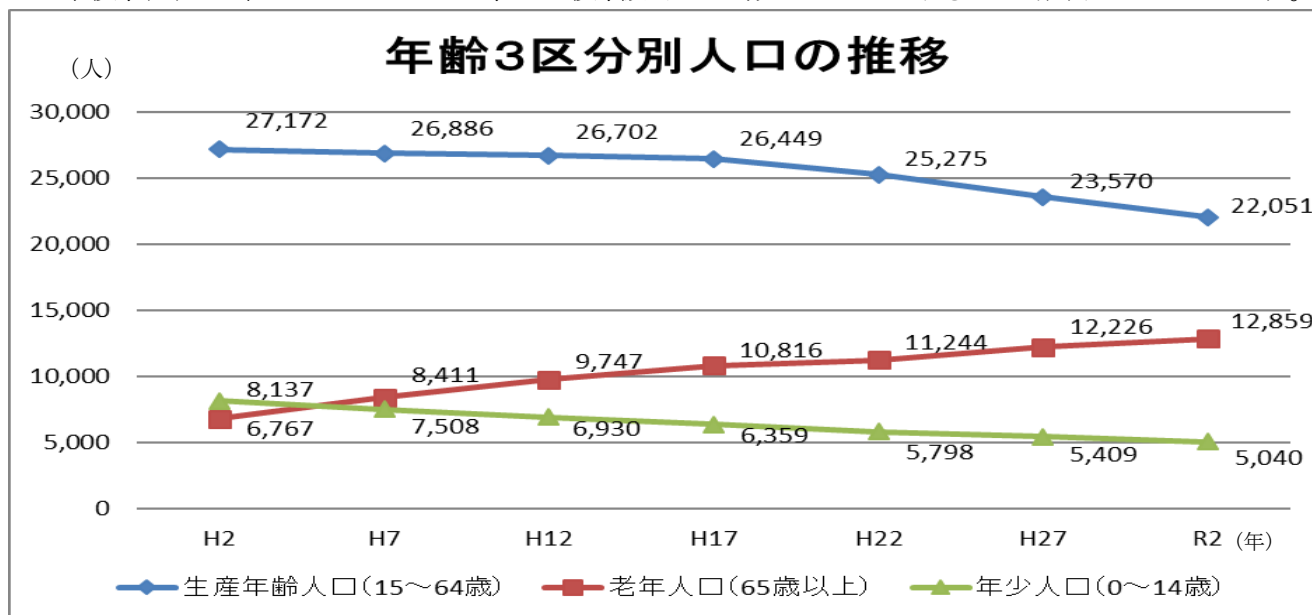


出典：国勢調査

#### (2) 年齢3区分別の人口の推移

生産年齢人口は昭和60年から緩やかに減少し、年少人口は第2次ベビーブームを過ぎた昭和50年代後半から減少を続けています。

一方、老年人口は増加を続け、平成7年には年少人口を逆転しました。社人研によると、今後、令和7年にピークを迎え、その後、緩やかに減少していくものと推計されています。



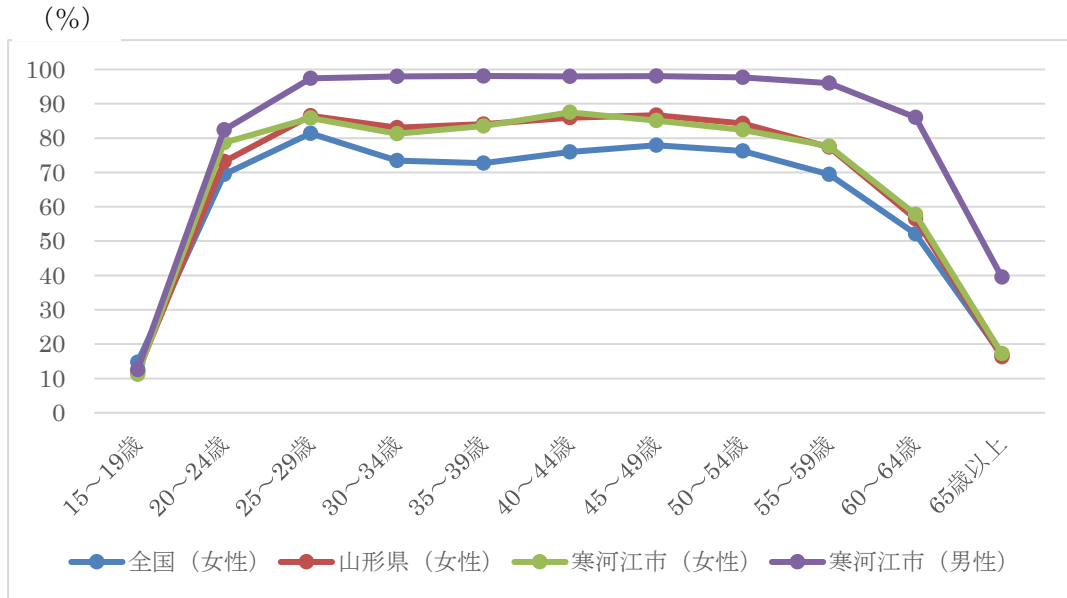
(単位：%)

区分	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
生産年齢人口(15～64歳)	64.6	62.8	61.6	60.6	59.7	57.2	55.2
老年人口(65歳以上)	16.1	19.6	22.5	24.8	26.6	29.7	32.2
年少人口(0～14歳)	19.3	17.5	16.0	14.6	13.7	13.1	12.6

出典：国勢調査

### (3) 年齢階級別労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られていますが、近年、M字の谷の部分が浅くなってきています。本市では、全国と比較するとその谷の部分の部分が浅くなっています。



出典：平成 27 年国勢調査

年齢	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65 以上
全国	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7
県	11.9	73.1	86.5	83.0	84.1	85.9	86.7	84.3	77.3	56.5	16.3
市(女性)	11.2	78.7	85.9	81.3	83.5	87.5	85.1	82.4	77.6	57.8	17.3
市(男性)	12.5	82.4	97.4	97.9	98.1	97.9	98.0	97.7	96.0	86.0	39.6

## 4 男女共同参画の動向

### 意識調査の概要

#### ① 調査の目的

本市における男女共同参画に関する現状や課題、市民の意識を把握し、「第3次寒河江市男女共同参画計画」の策定や今後の施策の参考とすることを目的に実施

#### ② 調査方法等

○調査期間：令和3年7月27日から令和3年8月9日まで

○調査対象者：寒河江市内に在住する18歳以上の男女

○抽出方法：住民基本台帳から900名を無作為に抽出

※「20代」「30代」「40代」「50代」はそれぞれ150名（男女各75名）、  
また、「10代」「60代」「70代」はそれぞれ100名（男女各50名。）

○調査方法：郵送による回答用紙配付

本人選択による郵送による回答用紙回収又は電子申請による回答

#### ③ 回答結果

○回答数：289名（男性：130名、女性：157名、その他：1名、性別未回答：1名）

○回答率：32.1%（郵送・持参回答26.4%（238名）、電子申請回答5.7%（51名））

#### ④ 調査項目

◇男女共同参画に関する用語の認知度について

◇家庭生活や職場などでの男女の立場について

◇家庭生活の状況について

◇家庭における夫婦の役割分担について

◇管理職や役員の状況について

◇役職の要請への対応について

◇女性の活躍について

◇男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについて

◇男女共同参画社会を実現するうえで行政に必要な取組について

◇家庭生活、仕事、地域活動のバランスについて

◇仕事と生活の調和のために必要な取組について

◇職場における男女間差別の理由について

◇女性が職業につく、または働き続けていくうえで必要な取組について

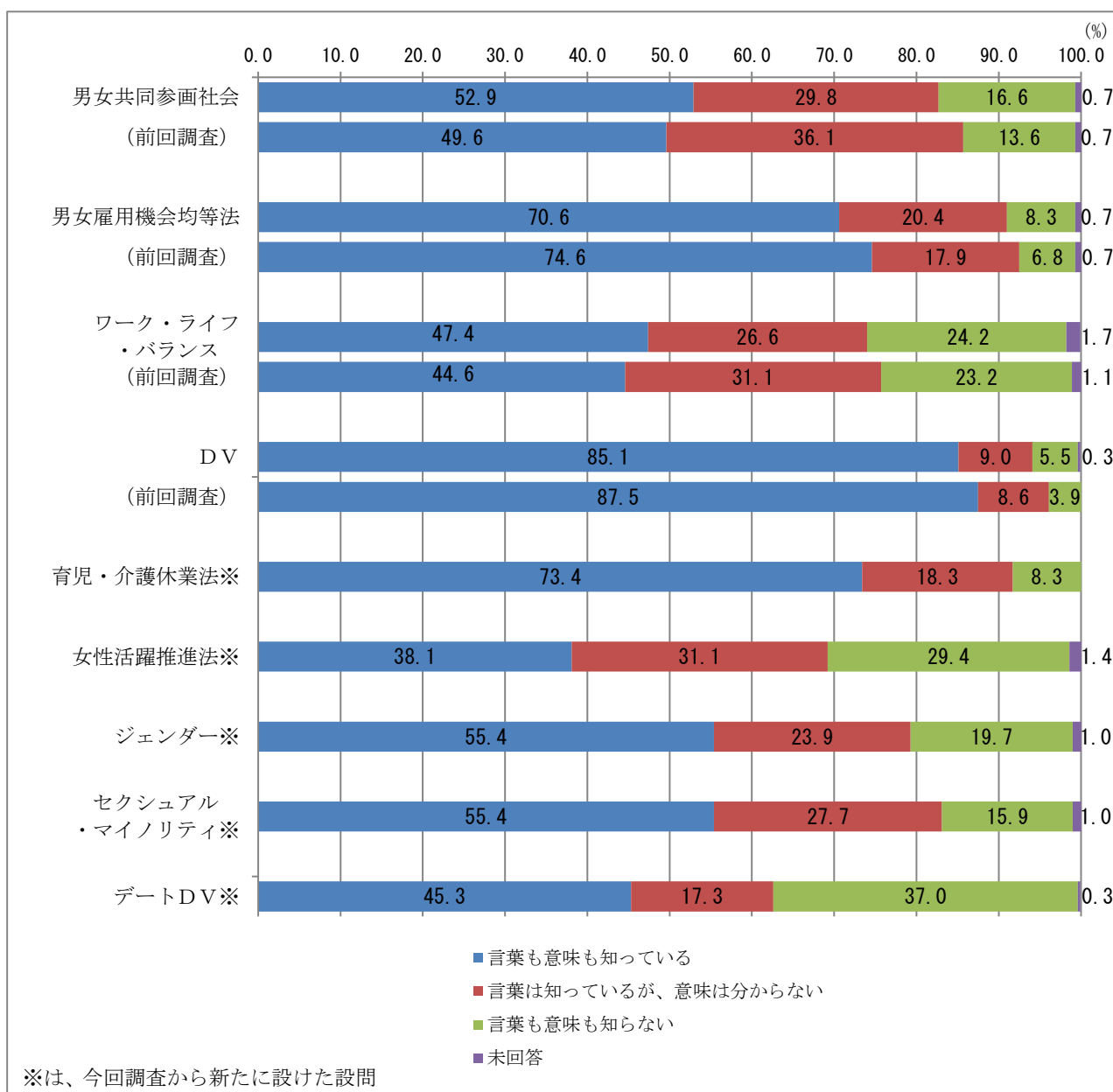
◇男性の育児休業・介護休業の取得について

◇配偶者・パートナーからの暴力について

（注）次ページ以降は調査結果を抜粋して掲載しています。また、グラフの合計値は、端数の関係で100%にならない場合があります。

## (1) 男女共同参画に関する用語の認知度について

問 あなたは、次の言葉や意味を知っていますか。

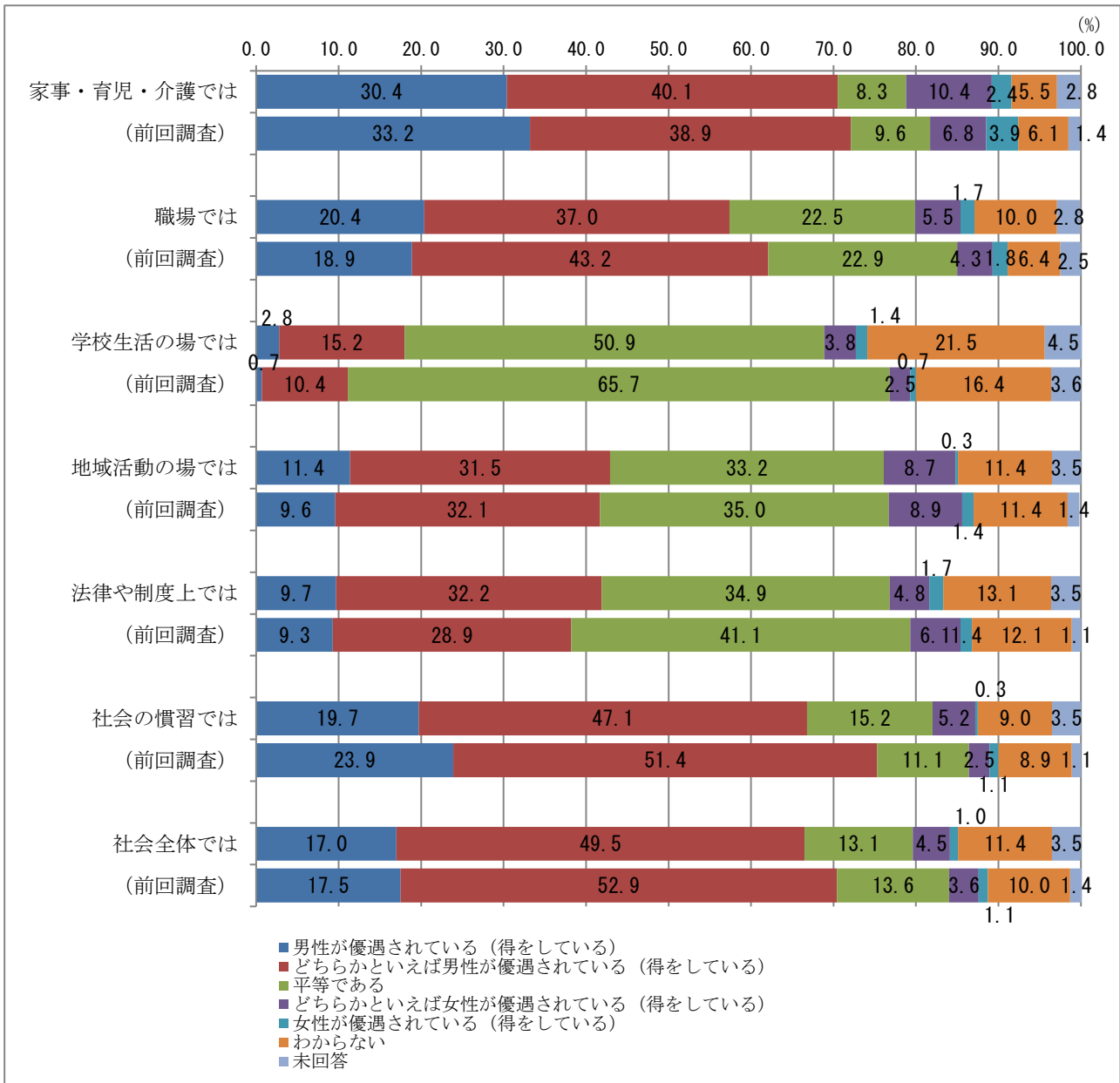


- 「ワーク・ライフ・バランス」は7割以上、「男女共同参画社会」は8割以上、「男女雇用機会均等法」、「DV」は9割以上が、言葉を知っているという結果となりましたが、全ての項目において、前回調査時よりも減少しました。
- 「男女共同参画社会」「ワーク・ライフ・バランス」については、「言葉も意味も知っている」と答えた割合が前回調査時よりも上昇しているものの、「ワーク・ライフ・バランス」は前回調査時同様5割を下回りました。
- 今回調査から新たに設けた設問のうち「女性活躍推進法」「デートDV」については、「言葉も意味も知っている」と答えた割合が5割を下回りました。



## (2) 家庭生活や職場などでの男女の立場について

問 あなたは次にあげる分野で、男女の立場は平等になっていると思いますか。

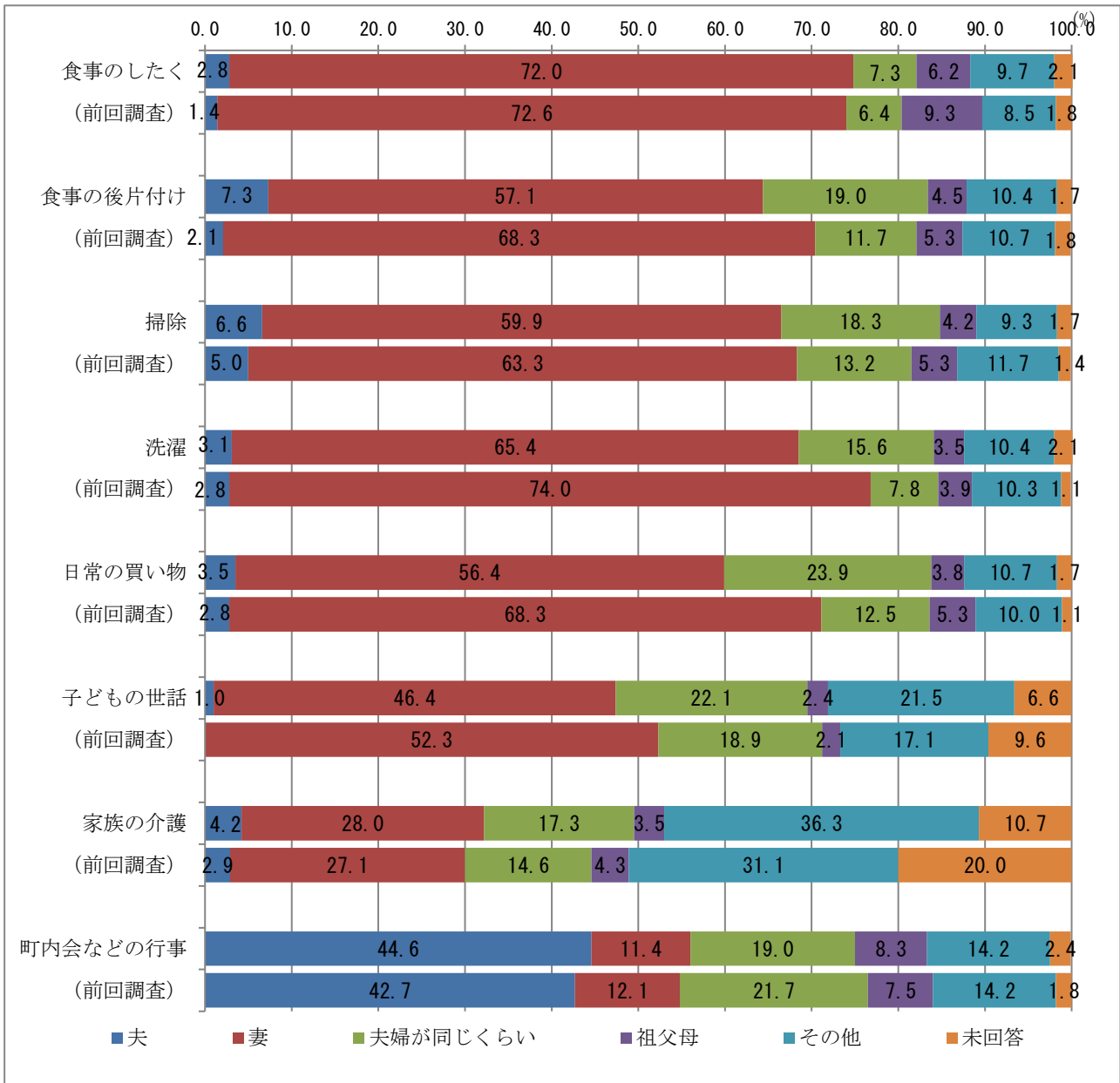


○前回調査と比べて、「学校生活の場」、「法律や制度上」について「平等である」は大きく減少しているが、「学校生活の場」は前回調査同様に最も割合が高くなりました。

○「家事・育児・介護」「職場」「社会の慣習」「社会全体」について、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」をあわせた割合が約6割から約7割となりました。

### (3) 家庭生活の状況について

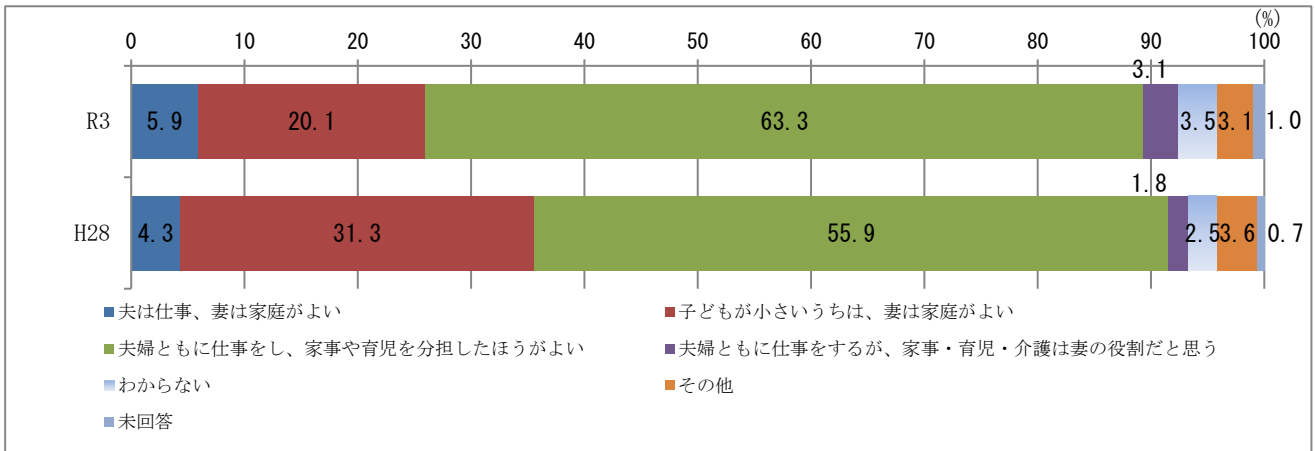
問 あなたの家庭では、次にあげることはどなたが主にしていますか。



○前回調査と同様、ほとんどの項目で「妻」が主にしていると回答しており、町内会などの行事については「夫」という結果となりました。また、「町内会などの行事」を除いた項目について「夫婦が同じくらい」の割合が上昇しています。

#### (4) 家庭における夫婦の役割分担について

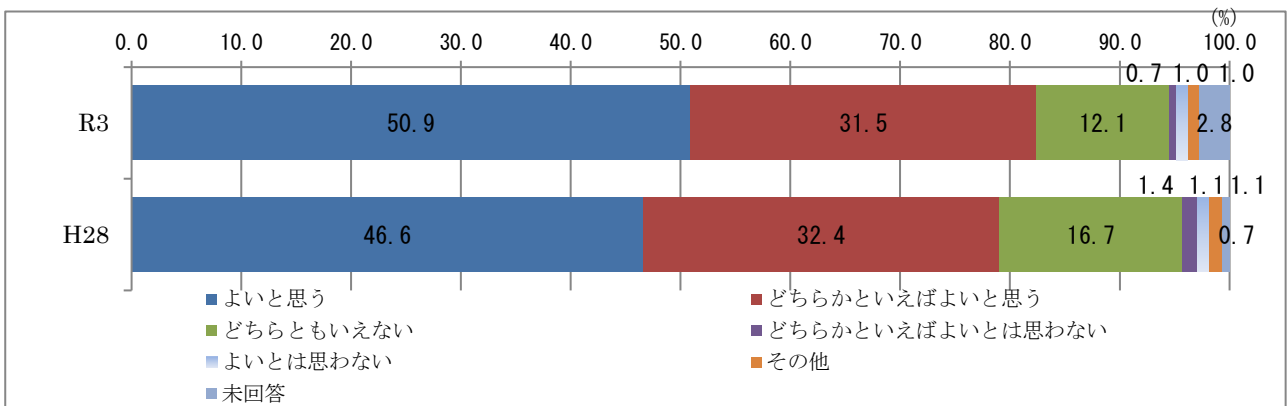
問 あなたは、家庭における夫婦の役割分担について、どのように考えていますか。



○前回調査と比べて、「夫婦ともに仕事をし、家事や育児を分担したほうがよい」と答えた割合が7.4%上昇している一方、「子どもが小さいうちは、妻は家庭がよい」と答えた割合が11.2%減少しました。

#### (5) 女性の活躍について

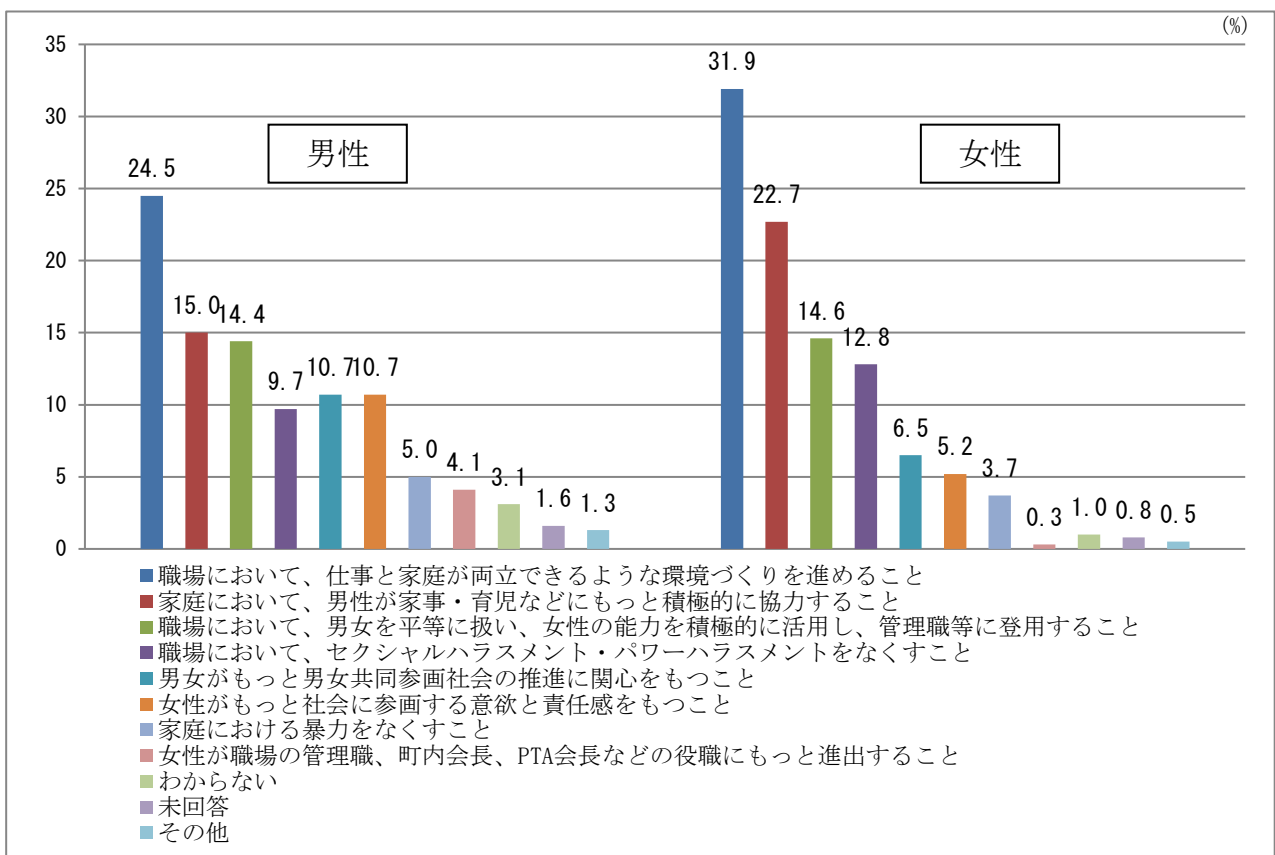
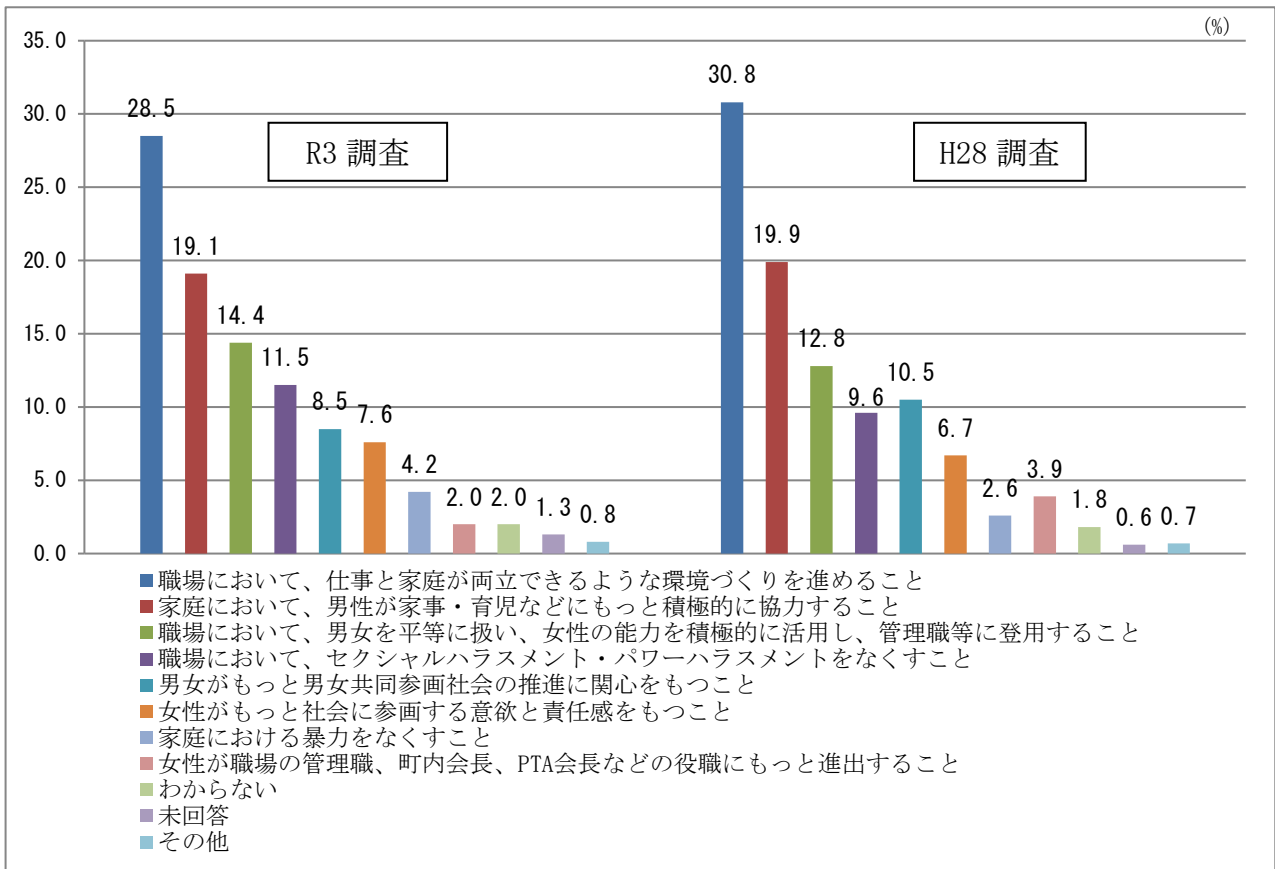
問 あなたは、今後もっとさまざまな分野で女性の活躍が増えるほうがよいと思いますか。



○前回調査と比べて、「よいと思う」と答えた割合が上昇し、「どちらかといえばよいと思う」と合わせて8割を超えました。

(6) 男女共同参画社会を実現するうえで重要なことについて

問 男女共同参画社会を実現するうえで重要なことはどのようなことだと思いますか。

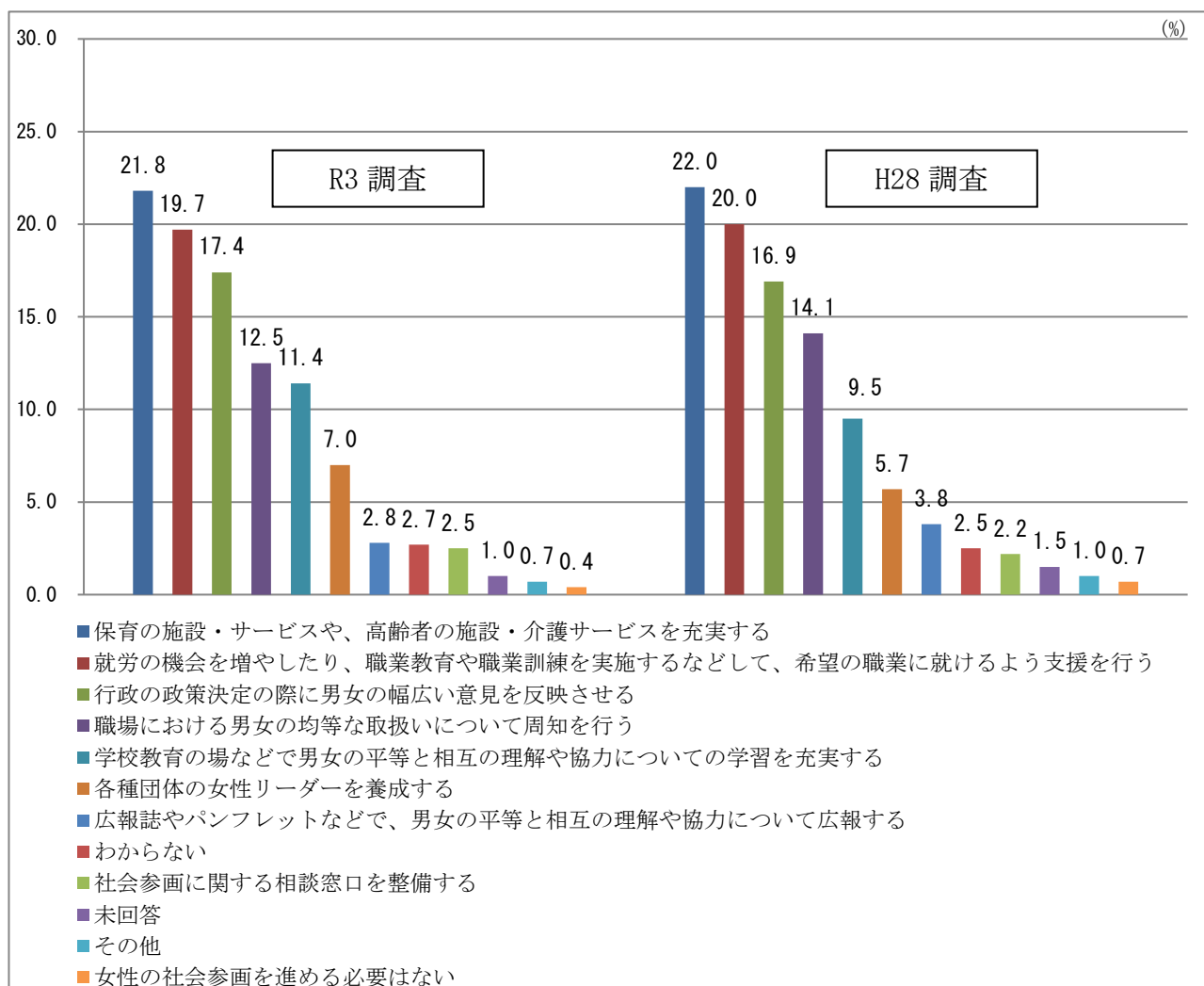


○前回調査とほぼ同様の傾向を示しており、「職場において、仕事と家庭の両立ができるような環境づくりを進めること」「家庭において、男性が家事・育児などにもっと積極的に協力すること」「職場において、男女を平等に扱い、女性の能力を積極的に活用し、管理職等に登用すること」が上位を占めました。

○男女別で見た場合、「職場において、仕事と家庭の両立ができるような環境づくりを進めること」「家庭において、男性が家事・育児などにもっと積極的に協力すること」と回答した女性の割合が男性を大きく上回りました。また、「女性がもっと社会に参画する意欲と責任感をもつこと」と回答した男性の割合が女性と比べて概ね2倍になりました。

## (7) 男女共同参画社会を実現するうえで行政に必要な取組について

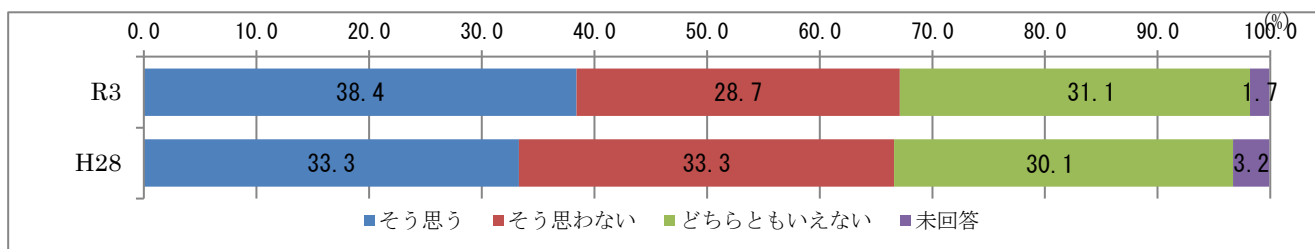
問 男女共同参画社会を実現するうえで、国や県、市町村は今後どのような取組が必要だと思いますか。



○前回調査と同様、「保育の施設・サービスや、高齢者の施設・介護サービスを充実する」「就労の機会を増やしたり、職業教育や職業訓練を実施するなどして、希望の職業に就けるよう支援を行う」「行政の政策決定の際に男女の幅広い意見を反映させる」が上位を占めました。

## (8) 家庭生活、仕事、地域活動のバランスについて

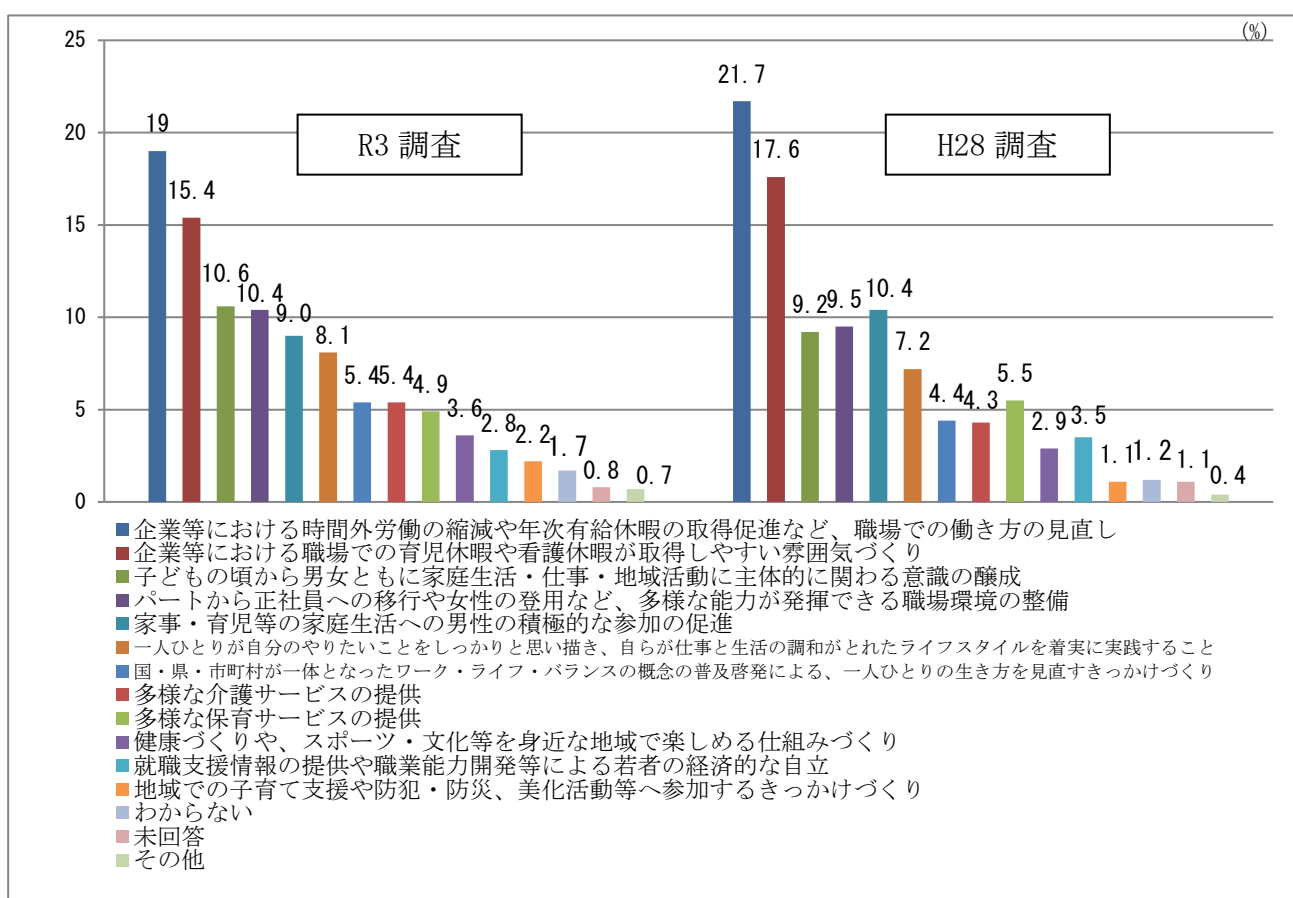
問 あなたは現在、家庭生活、仕事、地域活動のそれぞれに関わり、バランスのとれた生活を過ごしていると思いますか。



○「そう思う」と答えた割合が増え4割に近づき、一方「そう思わない」が減り3割を下回りました。

## (9) 仕事と生活の調和のために必要な取組について

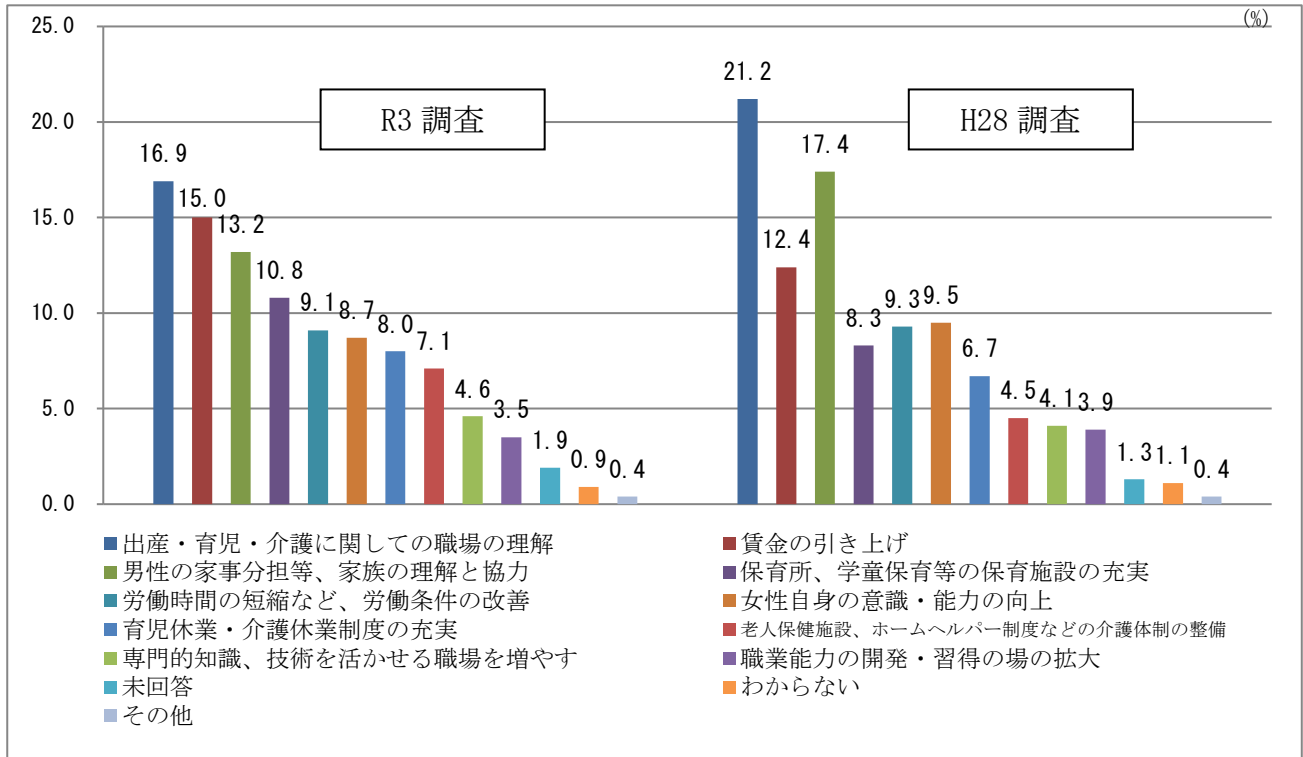
問 あなたは、仕事と生活の調和がとれるようになるには、どのようなことが必要だと思いますか。



○「企業等における時間外労働の縮減や年次有給休暇の取得促進など、職場での働き方の見直し」、「企業等における職場での育児休暇や看護休暇が取得しやすい雰囲気づくり」、「子どもの頃から男女ともに家庭生活・仕事・地域活動に主体的に関わる意識の醸成」が上位を占めました。

(10) 女性が職業につく、または、働き続けていくうえで必要な取組について

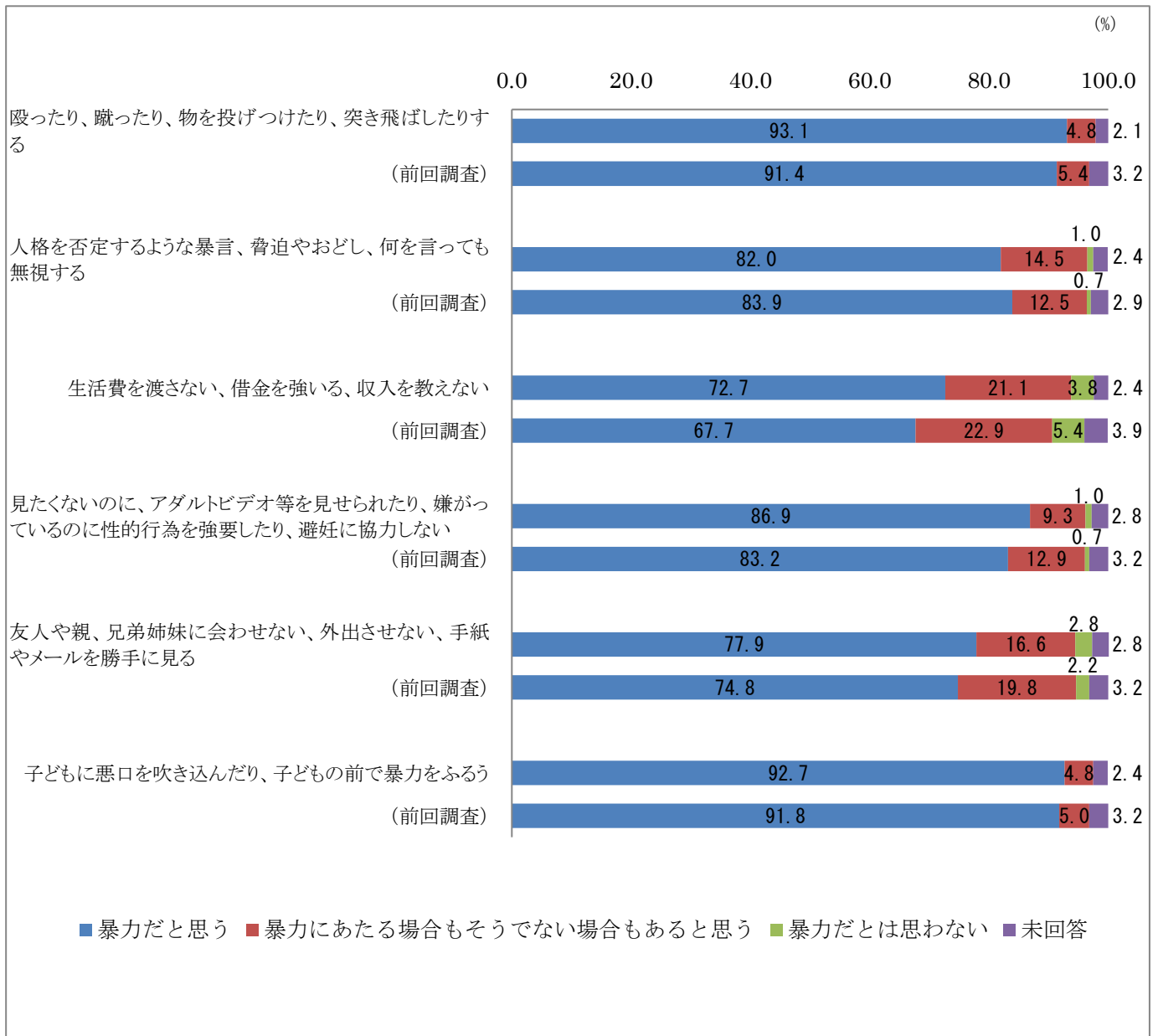
問 女性が職業につくうえで、または働き続けていくうえで、今後どのようなことが必要だと思いますか。



○「出産・育児・介護に関する職場の理解」「男性の家事分担等、家族の理解と協力」など、周囲の理解を求める回答が上位を占めました。

## (11) 配偶者・パートナーからの暴力について

問 夫婦(事実婚や別居中を含む)の間で行われた場合、それをどのように感じますか。



○全ての項目において「暴力だと思う」が最も多く、7割を上回りました。「生活費を渡さない、借金を強いる、収入を教えない」「友人や親、兄弟姉妹に会わせない、外出させない、手紙やメールを勝手に見る」については「暴力にあたらぬ場合もある」との回答が約2割となりました。

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力」をいい、「暴力」には、殴る、蹴るといった「身体的暴力」だけでなく、大声で怒鳴るといった「精神的暴力」、生活費を渡さないなどの「経済的暴力」、交友関係を制限するといった「社会的暴力」も含まれます。



## 5 計画の基本方針

### 基本理念（目指すべき姿）

**一人ひとりが、お互いを思いやり、多様な生き方を自ら選択し、個性と能力を十分に発揮できる活力あるまち**

市民一人ひとりが、性別に関わりなく個人として尊重され、支え合いながら、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる活力あるまちを目指して、SDGsのゴール5である「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化」の理念を踏まえながら、4つの基本目標を柱に施策を展開し、「男女共同参画社会」の実現に取り組みます。

また、取組に当たっては、本市が特に力を入れている子育て支援の充実を通して、仕事と生活の調和を図り、男女ともに企業・家庭・地域等あらゆる分野で活躍し輝ける環境づくりにつなげていきます。

### 基本目標Ⅰ 【人権尊重・意識醸成】

#### お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり

男女が個人として尊重され、ともに自らの意思によって多様な生き方を選択でき、認め合う男女共同参画社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画の理念を正しく理解していくことが必要です。

男女共同参画社会の実現に向け、人権尊重の理念に対する理解、並びに、性別による固定的な役割分担意識や無意識の偏見・思い込みの解消と社会慣行の見直しにつながる周知・啓発等に努めるとともに、子どもの頃からの教育・学習に加え、生涯学習の場など、あらゆる場面において男女共同参画に関する意識啓発や学習に取り組みます。

### 基本目標Ⅱ 【職場環境】

#### 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

就業は、生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。男女共同参画の推進に伴い、職場における女性の活躍推進への意識改革も少しずつ進み、活躍の場を広げ

る女性も増えてきていますが、未だに職場や家族の理解・協力が十分に得られず、希望どおりに働けない女性も存在しています。今後、女性の活躍の場を一層広げるためにも、このような状況を速やかに改善し、女性が働きやすい環境の形成に社会全体として取り組んでいくことが求められています。

また、急速な人口減少が進む中、職業分野での女性の活躍を推進することは地域経済や地域社会の活性化につながるものと考えます。

働きたい人すべてが、仕事と子育て・介護・地域活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮するためには、「仕事と生活の調和」の実現が重要です。長時間労働の削減等の働き方の見直しに向けた啓発や男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりに取り組むとともに、職業分野における女性の希望に沿った支援や企業への啓発を行うなど、女性の活躍の推進に取り組みます。

## 基本目標Ⅲ 【共働】

### 男女ともに能力を発揮できるまち

人口構造の変化・価値観やニーズの多様化を背景として地域の課題は複雑化しており、これらを解決し、活力あるまちとして発展し続けるためには、多様な人材の社会参画を促し、あらゆる分野に多様な視点や発想を取り入れていくことが重要です。

行政の政策・方針決定過程や地域活動等における男女共同参画の促進、そして自らの意志に応じてあらゆる分野で活躍できるように女性の人材育成の推進に取り組みます。

## 基本目標Ⅳ 【生活基盤・健康】

### 安全安心な暮らしの実現

男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であることから、根絶に向けた意識啓発や被害者支援のための体制整備などに取り組みます。

また、一人ひとりが生き生きと暮らしていくうえで、生涯を通じた健康の維持・増進を図る必要があることから、ライフステージに応じた健康支援に取り組みます。

さらに、社会的に困難な状況に置かれやすい人々が安心して暮らせるよう、環境の整備などに取り組みます。

# 6 施策の体系

基本  
理念

基本目標 <4>

施策の方向 <12>

具体的な施策 <31>

一人ひとりが、お互いを思いやり、多様な生き方を自ら選択し、個性と能力を十分に発揮できる活力あるまち

I お互いを尊重し、認め合う社会の基盤づくり  
【人権尊重・意識醸成】

II 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和  
【職場環境】

III 男女ともに能力を発揮できるまち  
【共働】

IV 安全安心な暮らしの実現  
【生活基盤・健康】

1 人権尊重の理念に対する理解の促進

2 性別による固定的な役割分担意識と社会慣行の見直し

3 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

4 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保※1

5 仕事と生活が両立できる職場環境づくり※1

6 職業分野での女性の活躍の推進※1

7 行政の政策・方針決定過程における男女共同参画の拡大

8 地域活動等における男女共同参画の促進

9 女性の人材育成の推進

10 男女間のあらゆる暴力の根絶※2

11 生涯を通じた健康づくり

12 生活上困難を抱える人への支援

① 人権に対する理解を深めるための啓発の推進

① 市民の意識改革に向けた広報・啓発の推進

② 男性の家事・育児・介護への参画意識の醸成

③ 男女共同参画の視点に立った広報の推進

① 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

② 地域社会における教育・学習の充実

① 労働に関する法律・制度等の普及

② ハラスメント防止に向けた啓発

① ワーク・ライフ・バランスを可能にする就労環境の整備

② 長時間労働の削減等の働き方の見直しに向けた啓発

③ 育児休業制度・介護休業制度の普及促進

④ 男女が安心して子育てや介護ができる環境づくりの推進

① 女性の創業に対する支援

② 企業・各種団体等の方針決定の場への女性の参画の促進

③ 再就職等に向けた支援の充実

④ 活躍している女性の事例の情報提供

⑤ 企業が女性活躍推進に取り組む気運の醸成

⑥ 農業分野における方針決定の場への女性の参画の促進

① 行政における政策や方針決定の場への男女共同参画の推進

② 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

① 自治会・PTA等の地域活動の分野への女性の参画促進

② ボランティア活動等の分野への男性の参画促進

① 女性のニーズに応じた支援の提供

① 男女間の暴力の根絶に関する意識の啓発

② 被害者の早期発見と連絡体制の整備、自立支援

③ 児童虐待や子どもを対象とした犯罪防止のための対策の実施

① 生涯を通じた健康支援

② 妊娠・出産・子育て期における支援

① ひとり親家庭の生活の安定と自立支援

② 高齢者・障がい者・外国人等、さまざまな困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

③ 多様な性的指向・性自認への理解を深めるための啓発の推進

※1：女性活躍推進法第6条第2項に規定する推進計画

※2：DV防止法第2条の3第3項に規定する基本計画